長崎大学大学院教育学研究科専門職学位課程学位審查手続要領

(趣旨)

第1条 長崎大学大学院教育学研究科(以下「本研究科」という。)における専門職学位課程の学位審査手続については、長崎大学学位規則(平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。)及び長崎大学大学院教育学研究科規程(平成16年教育学研究科規程第1号。以下「研究科規程」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(最終レポート提出の資格)

第2条 学位規則第5条の2の規定による専門職学位課程修了の認定のために実践研究報告書(以下「最終レポート」という。)の審査を受けようとする者(以下「専門職学位課程修了予定者」という。)は、研究科規程第5条第2項に規定する単位を修得した者又はその修得が確実に見込まれる者でなければならない。

(最終レポート提出の時期)

- 第3条 最終レポートは、履修上の区分により定められた標準修業年限の最終学年の次に掲げる期間 (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以 下「休日等」という。)を除く。)に提出しなければならない。
  - (1) 3月修了予定者(過年度学生を含む。以下同じ。) 1月14日~1月20日
  - (2) 9月修了予定者(過年度学生に限る。以下同じ。) 7月4日~7月10日 (最終レポート提出の手続)
- 第4条 専門職学位課程修了予定者は、最終レポートを、指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。この場合において、最終レポートは、指導教員を含む審査委員の人数分を提出するものとする。

(審査委員の選出)

- 第5条 指導教員は、審査委員候補者を複数人選出し、次に掲げる期日(休日等を除く。)までに研 究科長に推薦しなければならない。
  - (1) 3月修了予定者分 12月20日
  - (2) 9月修了予定者分 6月10日
- 2 研究科長は、審査委員候補者の推薦があったときは、教授会に審査委員の選出を付議し、教授会は、第1項の推薦に基づき、教授会構成員の中から指導教員を含む審査委員を複数人選出する。 (判定等の付託)
- 第6条 研究科長は、第4条の規定により最終レポートの提出があったときは、第5条において選出 された審査委員からなる審査委員会に次に掲げる事項を付託するものとする。
  - (1) 最終レポートの審査
  - (2) 最終試験の実施・判定

(最終レポートの審査及び最終試験)

- 第7条 審査委員会は,前条の規定により付託された事項について,次に掲げる期日(休日等を除く。) までに実施する。この場合において,最終試験は,最終レポート及びこれに関連のある科目につい て,口頭又は筆答により行う。
  - (1) 3月修了予定者分 2月末日
  - (2) 9月修了予定者分 8月末日
- 2 審査委員会は、最終レポートの審査及び最終試験の判定結果を実践研究報告書の要旨及び最終試験の結果報告書(別記様式)により、教授会に報告しなければならない。

(教育実践研究発表会)

- 第8条 専門職学位課程修了予定者は、本研究科が開催する教育実践研究発表会において最終レポートの内容について発表を行う。
- 2 教育実践研究発表会の開催日は、教授会において定める。 (課程修了の可否)
- 第9条 教授会は、第7条第2項の規定による報告に基づき、課程修了の可否を審議する。 (学位授与の期日)
- 第10条 課程修了の認定を受けた者に対する学位授与の期日は、学期末とする。 (最終レポートの保管)
- 第11条 審査済みの最終レポートは、担当審査委員において保管するものとする。 附 則
  - この要領は、平成26年5月22日から施行する。

## 実践研究報告書の要旨及び最終試験の結果報告書

学生番号		氏 名	
	◎氏名		印
審査委員	氏名		印
	氏名		印
・実践研究報告書の要旨			
・最終試験の結果			

(注)

- 1 ◎印の審査委員を代表者とする。
- 2 審査委員欄は、審査委員数に応じて、適宜枠を拡張して記入すること。